

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

23

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

押印文書の提出の電子化(PDF提出、電子署名等)を図ること。

具体的な支障事例

交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、県と市町とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

押印文書の提出の電子化により、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務作業の効率化・ペーパーレス化が図られる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、青森県、岩手県、酒田市、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、中井町、新潟市、加賀市、名古屋市、豊田市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、大分県、宮崎県、沖縄県

○押印文書提出の電子化により、押印文書の送付から国の受付処理までの期間が短縮でき、事務作業の効率化が図られる。また、交付決定においては、早着以外の事業箇所など、交付決定が早まることで事業の早期執行にも繋がる。

○短期間での作業を強いられる上に、整備計画毎にバラバラに依頼が来るので、事務が煩雑になる。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また、同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。

○申請済図書訂正が生じた場合、修正対象箇所をシステム上で訂正できたとしても、その都度データに紐づ

けされるアクセスコードが変更されるため、公印付き鑑文書の再送付が必要となり、文書の輸送時間が電子化による効率を妨げている。

○交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化した。アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることで対応して頂きたい。

○平成30年度より電子化されたことにより、手続きが簡素化されたが、アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められている。また、電子化は、予算付けは他の省庁であるが、国土交通省が所管の他の交付金にも適用してもらいたい。(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

○システム上ではスムーズなやり取りが可能となっているが、押印文書はほとんどの自治体が郵送で提出しているため、少なくとも1日は待つ必要があり、その部分を電子化できれば今よりも効率的に作業を進めることができる。

○国へシステム申請した資料について、内容に不備があり差戻しを受けた場合、再提出を行うと申請書鑑に記載されているアクセスコードが変更されるため、紙原本の再提出が必要となる。このため、システム内で1日で修正作業完了するような内容であっても、国の承認には県事業で2～3営業日、市町村事業では4～6営業日程度のタイムラグが生じる。

○本市では、各所属で押印した鑑文書をひとつの課で集め、その課から整備局に提出をしている。押印文書の電子化が行われれば、その事務がなくなるため効率的になり、なおかつ整備局に郵送をする手間や費用が抑えられる。

○紙ベースの押印文書(鑑文書)提出には、市区町村→都道府県→地方整備局→本省とそれぞれのステップ毎に作業時間+郵送にかかる時間が必要となる。また、その後内容の修正が生じた場合には再度同じ作業を繰り返すことになり、物理的に提出期限に間に合わなくなってしまうことも起こりうる。既に実務において「スキャンデータでの送付も可」といった指示を受ける事例もあり、電子化による支障はなく、効率化が図られるものと考ええる。

○電子データ及び押印した文書を送付する必要がある。到着までに時間がかかる上、作業効率向上の効果が限定的となっている。

○提案団体と同様に、電子化した押印文書のみでなく、紙の文書も郵送もしくは持参している。当初申請後、軽微な修正が生じた場合でも、アクセスコードが変更となるため再度公印を押印した紙文書を送付する必要があるなど、せっかく電子化されたメリットを十分に享受できていない状況にある。鑑文書について電子化することで郵送、持参に要する日数を短縮できると考える。

○本市においても同様の支障事例が発生している。アクセスコードの記載がされている鑑文書の提出期限が短いため、逡巡による郵送では間に合わず、職員が出張にて都道府県に持参している状況。押印制度の見直しや押印文書の提出の電子化等の制度改革が必要と考える。

○市町村事業に係る、交付金の交付申請における所定様式(申請報告書)については、システム(SCMS)よりダウンロードしたものをを用いて、国へ提出(送付)している。システムからは、交付金の計画毎かつ市町村毎でしか所定様式がダウンロードできないため、交付申請に係る必要書類を各々に分ける必要があり、申請事務に多大な労力を要している。市町村事業にかかる、交付金の申請等を、計画毎に市町村一括で申請可能といただければ、大幅な事務の省力化が図れる。

○鑑文書について、紙ベースの押印文書提出が求められており、その文書が本省へ到着することが申請承認の要件となっているため、電子化による簡素化の効果が限定的となっている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しないと、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。

○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナウイルス感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。

○交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、県と市町村とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められている。提出期日に余裕がない場合、直接県庁に出向き提出した。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。

現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修の検討を現在進めております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年度の交付事務に支障が生じないよう申請時まで、社会資本整備総合交付金システム内で完結するようシステム改修を終えていただきたい。また、それに伴い、社会資本整備総合交付金交付申請等要領の改正を行い、適切に事務処理が行えるよう、早めに示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【ひたちなか市】

社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。

紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を目的に考えているのか回答を求める。

また、国土交通省所管の他の交付金(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)についても電子化の検討を求める。

【川崎市】

令和2年7月22日付けで国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室より、事務連絡「社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について」が発出されました。これにより、押印文書の提出の電子化が図られ、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務作業の効率化・ペーパーレス化が期待されます。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、社会資本整備総合交付金に関し、事務手続のデジタル化及び公印の省略をすることについて説明があった。

本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の補助金等全体に関するデジタル化や公印廃止に向けたスケジュールを2次ヒアリングまでに示していただきたい。

各府省からの第2次回答

○骨太の方針(令和2年7月17日閣議決定)等を踏まえ、社会資本整備総合交付金における申請等に係る事務手続について、

- ・公印の押印を省略した申請書等の提出を可能とすること
- ・申請書等の提出方法については、原則として、電子メールによるデータ送付とすること
- ・年内目途で社会資本整備総合交付金システムの改修等を行い、申請書等の提出を含め事務手続がシステム内で完結するようにすること

を内容とする事務連絡を7月22日に各地方公共団体へ発出し、現在、年内目途でのシステム改修に向けて、関係者との調整等を行っているところです。

○国土交通省主管の補助金事業等に係る地方公共団体から国への手続については、政府全体の行政手続の見直し方針に従い、取組を進めているところであり、原則10月中に、押印を廃止するとともにメール提出等のオンライン提出を可能とする措置を実施予定。

なお、他府省所管の補助金事業等については、主管府省の方針・スケジュール等にしたい対応を行ってまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	168	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金に係る諸手続等(整備計画策定・実施に関する計画・交付申請等)について、以下の事項の改善を求める。

- ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保すること。
- ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出或いはメール提出にするなど、事務処理の簡略化を行うこと。
- ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金に係る諸手続は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領第 11 の規定に基づき、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)により電磁的方法により提出することとされている。

しかし、手続に係る申請書等が SCMS により作成され、遅滞なく他機関(市町村・都道府県・地方支分部局・本省)と情報・作業状況を共有できるにも関わらず、公印押印のある公文書の紙提出を求められるうえ、処理についても「本紙到達主義」とされており、本書の郵送期間を除いた日数が実際の作業期間となっている。

また、依頼日から本省への提出期限の間に、システムメンテナンスのため、作業を行えない期間が発生するなど、SCMS は非常に煩雑なシステムであるにもかかわらず、一部の手続にあってはシステムの稼働状況に影響され、十分な作業時間が確保できない事もある。

一例として、令和元年度補正予算に係る手続にあっては、一部の手続期限が依頼日から本省への必着期限が 11 営業日しかなく(この間、都道府県から本省へは直接提出できないため、郵送等を2度挟む)、10 日も作業時間が確保できないような状況であった。

なお、SCMS の作業性については、以下の支障がある。

- ① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。
- ② セル毎の個別入力が必要で、複数を纏めて処理等ができない。
- ③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。
- ④ 60 分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。
- ⑤ 無関係の担当者もフローに表示され、関係作業や現在の処理・進捗状況が把握できない。
- ⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。
- ⑦ PDF を一括ダウンロードすると、ファイル名が文字化けする。
- ⑧ 要素事業登録時に割当てられる番号は自動採番となっており、計画変更時や次期計画策定時に番号がずれ、位置図など関連資料を都度修正する必要がある。
- ⑨ Excel 等データのインポートに対応しておらず、システム外で計算・編集した内容を再度システム上で入力する必要がある。
- ⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政事務の負担軽減の観点から事務の効率化を図ることができる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第 11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条の 2 及び 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、群馬県、高崎市、川崎市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊田市、西尾市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県

OSCMS については、記入方法やデータ処理において、問題点が多く見られるので、全面的な改修を希望したい。

○左記具体例に同じ。加えて、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。公印押印のある公文書の紙提出は業務効率化の妨げになっている。また、SCMS については、システム動作の遅さや入力フォームの大きさ等、作業性に難があるため、システムの見直しを求めたい。

○OSCMS 上でのデータ入力箇所は多数あるが、入力時に入力すべき欄への誘導がなく、入力の必要の有無がわかりにくい。入力漏れに気付けない。金額上限を超えているなどについては、エラーメッセージによって、入力データの修正は可能であるが、その他、入力漏れについてはエラーメッセージがないために、その状態で正式提出してしまうこととなる。正式提出にはアクセスコード付きの公印付き鑑文を要するが、入力漏れによる再提出において、公印付き鑑文書の再提出を要することになってしまう。

○交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。また、地整に提出したにもかかわらず書類紛失等により処理が進まないという問題も発生している。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることでシステムの迅速な処理をして頂きたい。

○平成 30 年度より電子化されたが、押印鑑文書については、紙ベースでの提出が求められていることから、実際の作業は郵送期間を除いた期間内で進めなければならない。作業期間の十分な確保と効率化の観点から、押印鑑文書の電子提出の検討を求める。システムの作業性に関して、効率の悪さを感じる場面は多々ある。特に左記の⑨に関して効率の悪さを感じている。申請書等作成時、システムに入力する前段階として、エクセル様式にて調書を提出し、国による事前確認を受けている。国による事前確認を受けた後、システム上に再入力をしているため、効率が悪い。事前確認を受けたエクセル様式のインポート機能の追加を求める。システムの作業性の改善は、効率化を図ることができ、ヒューマンエラーの防止にも繋がる。

○整備計画が複数あり担当課が異なる場合において、SCMS 導入前は国、県及び市における担当部局間のみのやりとりで完結していたが、SCMS に「窓口」という権限が設けられ、その窓口が各地方公共団体に1つのみと限定されていることにより、新たに「窓口」という役割が増えた。それにより、申請等を行うたびに「窓口」とその他の整備計画担当課での調整が必要となり、手間が増加している。マニュアルにおいても、入力必須項目や作業手順が分かりにくい。担当者が変わる時に苦慮している。このように、システム及びマニュアルが実務に則していないことにより、SCMS 導入前に比べ作業効率の低下が顕著であるため、実務に即したシステムとマニュアルの改善を求める。

○OSCMS からログアウトせずに誤ってブラウザを閉じた場合、自動ログアウトの機能がないとその申請について入力作業ができなくなってしまう。自動ログアウト機能は必要である。

【全体的事項】

・入力すべき内容の題目の文字数が多ければ多いほど横長になっており、スクロールを何度も行わないとならな

い。入力項目及び要素事業名を残しての分割表示が出来ないため、入力ミスの原因となっている。

・日付入力カレンダーでの選択方式となっている。要素事業ごとに完了予定年月日や着手日、完了日など日付を入力することが多くあり、現状の方式では作業効率が低い。エクセルのような直接入力からの自動変換だと効率が上がる。また一括入力が出来ると更に効率が上がる。

・60分で自動ログアウトされる仕様。大量作業をしていると60分経過に気づかないことも多く、入力内容が全て破棄されてしまう。自動ログアウト警告などが出る仕様にしてもらいたい。また、必要事項が全て入力されていないと一時保存が出来ないことも改修してもらいたい。

【交付申請関係】

全整備計画を合わせると1,000以上ある要素事業について、交付申請時には、整備計画内の全ての要素事業が表示され、今回の交付申請について「対象・非対称」を要素事業毎に選択する必要がある。また、同一整備計画内の要素事業は、ほぼ同じ国科目を充てるが、一括選択が出来ないため、全要素事業ごとに国科目を選択していく必要があり、作業効率が低い。

【年度終了報告及び完了実績報告】

軽微な変更で事業間流用した結果、交付申請時と変更が生じた場合(合計での国費に変更は無い)、報告調書に記載の必要がない事業間流用を一つ一つ手入力しないと各要素事業に国費不要額が表示されてしまう。システムでの自動計算処理をしてもらい、必要があれば手入力で修正してもらいたい。

OSCMSの作業性について、左記について特に支障を感じているものが「③入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。」という点であり、実際に入力ミスが生じたこともある。Excelの様式を基に入力作業を行っているため、システム上の入力画面もExcel様式と同じ形式にってもらいたい。

以下、上記に加え支障を感じているものの例

■窓口担当の事務量が大きな負担となっている

メンテナンスがある場合などの連絡窓口というイメージでいたが、実際には各事業課で入力作業を行う際に、窓口担当課にて開始時の入力作業・提出時の入力作業が必要があるため、所管している事業以外の情報や進捗状況を把握する必要が生じ、事務負担が非常に大きくなった。

■要望情報の入力が各担当において負担増となっている

最初のステップとして窓口担当にて、市で所管する全ての計画の配分額及び流用情報を入力する必要があるため、システム導入以前には必要のなかった取りまとめ作業が必要になる。

基幹事業担当では計画(事業)毎の入力作業ではなく、事業種別ごとの入力となっているため、そのステップにおいても取りまとめ作業の必要が生じている。

OSCMSの作業性については、以下の支障がある。

① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。

② セル毎の個別入力が必須で、複数を纏めて処理等ができない。

③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。

④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。

OSCMCの画面標記が横長なため、何度もスクロールする必要があり、誤入力の原因となり得る。また、入力すべき項目がわかりづらい箇所があり、次に進めなくなる場合がある。

○申請の進捗状況を確認するのに、計画毎にひとつひとつ申請のフローを開いて確認する必要があり、事務の効率が悪い。

○行政事務の負担軽減はもちろんのこと、事務処理ミス防止の観点からもシステムを含めた諸手続きの見直しが必要と考えます。

○PDFを一括ダウンロードするとファイル名が文字化けする。システムの改善とともに、マニュアルをわかりやすいものしていただきたい。一見して何を入力するのかわからない。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に関する支障事例として、入力が必須である項目が未入力であった場合にも、エラー表示などなく、申請ができてしまう事がある。

一例として、実施に関する計画の国費率の入力、交付申請の事業費内訳の入力など、必須項目が未入力であっても申請が可能となる仕様であり、入力ミスの原因となる。

○紙ベースの押印文書提出が求められている。SCMSの支障(① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。)が起きている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しない

と、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。
 ○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナウイルス感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。
 現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するようSCMSの機能改修の検討を現在進めているところですが、その他の機能の改修・拡充についても検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

システムの改修、機能の拡充に当たっては、地方公共団体の意見を取り入れて対応いただくとともに、提出された各意見に対する改修内容及びそのスケジュールについてあらかじめ明らかにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福岡県】

その他の機能の改修・拡充についても検討を進めるとのことであるので、システム入力時の作業性向上や誤り防止を図るため、CSVデータ等のインポート機能追加を検討していただきたい。

【ひたちなか市】

社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。

紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を目的に考えているのか回答を求める。

【新潟市】

令和2年度より新設された都市構造再編集集中支援事業(個別補助制度)においても、同システムで申請処理等が可能となるような改修を併せてご検討願います。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

1次ヒアリングにおいて、社会資本整備総合交付金に関し、事務手続のデジタル化及び公印の省略をすることについて説明があった。

本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の補助金等全体に関するデジタル化や公印廃止に向けたスケジュールを2次ヒアリングまでに示していただきたい。

各府省からの第2次回答

○骨太の方針(令和2年7月17日閣議決定)等を踏まえ、社会資本整備総合交付金における申請等に係る事務手続について、

- ・公印の押印を省略した申請書等の提出を可能とすること
- ・申請書等の提出方法については、原則として、電子メールによるデータ送付とすること
- ・年内目途で社会資本整備総合交付金システムの改修等を行い、申請書等の提出を含め事務手続がシステム内で完結するようにすること

を内容とする事務連絡を7月22日に各地方公共団体へ発出し、現在、年内目途でのシステム改修に向けて、関係者との調整等を行っているところです。

○国土交通省主管の補助金事業等に係る地方公共団体から国への手続については、政府全体の行政手続の見直し方針に従い、取組を進めているところであり、原則10月中に、押印を廃止するとともにメール提出等の

オンライン提出を可能とする措置を実施予定。

なお、他府省所管の補助金事業等については、主管府省の方針・スケジュール等にしたい対応を行ってまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度の完全電子化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化を求める(申請書の電子公印化、様式上の押印の廃止など)。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成30年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。
鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

押印文書提出の電子化により、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務処理の迅速化及びペーパーレス化につながる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、ひたちなか市、高崎市、川越市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県

○押印文書提出の電子化により、押印文書の送付から国の受付処理までの期間が短縮でき、事務作業の効率化が図られる。また、交付決定においては、早着以外の事業箇所など、交付決定が早まることで、事業の早期執行にも繋がる。

○短期間での作業を強いられる上に、整備計画毎にバラバラに依頼が来るので、事務が煩雑になる。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース

処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとして
いる要因の一つと考えられる。

○交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化し
たが、アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、そ
の効果が限定的となっている。また、地整に提出したにもかかわらず書類紛失等により処理が進まないという問
題も発生している。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることでシステムの迅速な処理をして
頂きたい。

○平成 30 年度より電子化されたことにより、手続きが簡素化されたが、アクセスコードが記載されている鑑文書
については、紙ベースの押印文書の提出が求められている。また、電子化について、国土交通省所管の他の交
付金への適用の検討を求める。(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

○システム上ではスムーズなやり取りが可能となっているが、押印文書はほとんどの自治体が郵送で提出して
いるため、少なくとも1日は待つ必要があり、その部分を電子化できれば今よりも効率的に作業を進めることが
できる。

○国へシステム申請した資料について、内容に不備があり差戻しを受けた場合、再提出を行うと申請書鑑に記
載されているアクセスコードが変更されるため、紙原本の再提出が必要となる。

このため、システム内で1日で修正作業完了するような内容であっても、国の承認には県事業で2～3営業日、
市町村事業では4～6営業日程度のタイムラグが生じる。

○公印を押印した文書を県へ持って行く時間と手間がかかっている。

○本市では、各所属で押印した鑑文書をひとつの課で集め、その課から整備局に提出をしている。押印文書の
電子化が行われれば、その事務がなくなるため効率的になり、なおかつ整備局に郵送をする手間や費用が抑え
られる。

○紙ベースの押印文書(鑑文書)提出には、市区町村→都道府県→地方整備局→本省とそれぞれのステップ
毎に作業時間+郵送にかかる時間が必要となる。また、その後内容の修正が生じた場合には再度同じ作業を
繰り返すことになり、物理的に提出期限に間に合わなくなってしまうことも起こりうる。既に実務において「スキャ
ンデータでの送付も可」といった指示を受ける事例もあり、電子化による支障はなく、効率化が図られるものと考え
える。

○電子データ及び押印した文書を送付する必要がある、到着までに時間がかかる上、作業効率向上の効果が
限定的となっている。

○本市においても同様の支障事例が発生している。アクセスコードの記載されている鑑文書の提出期限が短い
ため通送便による郵送では間に合わず、職員が出張にて都道府県に持参している状況。押印制度の見直しや
押印文書の提出の電子化等の制度改正が必要と考える。

○市町村事業に係る、交付金の交付申請における所定様式(申請報告書)については、システム(SCMS)よりダ
ウンロードしたものを用いて、国へ紙ベースで提出(送付)している。システムからは、交付金の計画毎かつ市町
村毎でしか所定様式がダウンロードできないため、交付申請に係る必要書類を各々に分ける必要があり、申請
事務に多大な労力を要している。交付金の申請等を、電子化すると共に、計画毎に市町村一括で申請可能とし
ていただければ、大幅な事務の省力化が図れる。

○鑑文書について、紙ベースの押印文書提出が求められており、その文書が本省へ到着することが申請承認
の要件となっているため、電子化による簡素化の効果が限定的となっている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しない
と、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。

○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナウイルス感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要す
る。

○社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成 30 年度にシステムが導入され一部の手続き
が電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められて
いる。鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上
の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。このため、提出期日の余裕がない場合、
直接県庁に出向き提出した。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機
能の拡充を行ってきているところです。

現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続が
完了するよう社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修の検討を現在進めております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

紙書類の確実な廃止に向けて、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の機能改修等の検討を進めていただきたい。
また、地方公共団体がシステム改修にスムーズに対応できるよう、事前に、地方公共団体の要望も確認し、現在の検討内容及び今後のスケジュールをあらかじめ示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【ひたちなか市】
社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。
紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を目途に考えているのか回答を求める。

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、社会資本整備総合交付金に関し、事務手続のデジタル化及び公印の省略をすることについて説明があった。
本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の補助金等全体に関するデジタル化や公印廃止に向けたスケジュールを2次ヒアリングまでに示していただきたい。

各府省からの第2次回答

○骨太の方針（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、社会資本整備総合交付金における申請等に係る事務手続きについて、
・公印の押印を省略した申請書等の提出を可能とすること
・申請書等の提出方法については、原則として、電子メールによるデータ送付とすること
・年内目途で社会資本整備総合交付金システムの改修等を行い、申請書等の提出を含め事務手続がシステム内で完結するようにすること
を内容とする事務連絡を7月22日に各地方公共団体へ発出し、現在、年内目途でのシステム改修に向けて、関係者との調整等を行っているところです。
○国土交通省主管の補助金事業等に係る地方公共団体から国への手続については、政府全体の行政手続の見直し方針に従い、取組を進めているところであり、原則10月中に、押印を廃止するとともにメール提出等のオンライン提出を可能とする措置を実施予定。
なお、他府省所管の補助金事業等については、主管府省の方針・スケジュール等にしたいがい対応を行ってまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	136	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。

なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。

【具体的な支障事例】

この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。

【制度改正の必要性】

新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。

【参考】

なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。
金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、
中小漁業融資保証法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県

○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。

○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。

○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。

○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいいため漁信基保証を求める要望がある。

○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。

○今後、民法が改正（債権関係）された場合、今まで以上に借受人は保証人の確保が難しくなるとともに、保証人設定の手続きが煩雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が低下しているなか、益々の資金利用の低下が懸念される。

○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

各府省からの第1次回答

1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。

本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。

2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、

① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある

② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担（保証料等）が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。

3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後（H24:334件、H25:315件、H26:268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。

他方、山口県における近年の実績は年間約1件（H24:0件、H25:1件、H26:1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものであると思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。

4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう措置する必要がある。

また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改革を求める意見があることから、制度改革の必要性はあるものとする。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、漁連等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用幅が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改革は必要なものとする。それに関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

2について、

①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。

②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。

3について、

神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。

4について、

神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。

【長崎県】

貸付資金の償還が確実に実行されることが制度存立の大前提ということであれば、転貸融資方式と機関保証の導入により、原資がより確実に保全されることになり、保証人の確保ができなかった借受者でも、当該制度を利用できるようになる。

また、平成27年2月10日に決定された「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」では、保証人保護の方策が拡充されることになっており、公正証書の作成など保証人となることに対する手続きがより複雑になり、今以上に保証人確保が難しくなることが予想される。従って、現状のままでは、当該制度の利用を諦める事例が増えるのではないかと懸念される。

なお、一般的に金融機関が融資困難とした案件を、都道府県が保証人のみで対応することは相当難しいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)

また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活

用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。

一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。

水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないとのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信漁連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。

なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(9)沿岸漁業改善資金助成法(昭 54 法 25)

(i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成 28 年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成 29 年中に講ずる。

(ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成 32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	254	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。

なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。

【具体的な支障事例】

この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。

近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。

【制度改正の必要性】

新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。

【参考】

なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。
金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、
中小漁業融資保証法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県

○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。

○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。

○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないことから、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。

○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくい漁信基保証を求める要望がある。

○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。

各府省からの第1次回答

1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。

本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。

2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、

① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある

② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担（保証料等）が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。

3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後（H24:334件、H25:315件、H26:268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。

他方、山口県における近年の実績は年間約1件（H24:0件、H25:1件、H26:1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものである恐れ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。

4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう措置する必要がある。

また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改革を求める意見があることから、制度改革の必要性はあるものとする。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、漁連等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改革は必要なものとする。それに関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

2について、

①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。

②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。

3について、

神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。

4について、

神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)

また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。

一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。

水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信漁連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。

なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(9)沿岸漁業改善資金助成法(昭 54 法 25)

(i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成 28 年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成 29 年中に講ずる。

(ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成 32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

190

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県経由事務等の廃止

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産の鑑定評価に関する法律第 23 条及び第 26 条、第 27 条、第 29 条の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する登録申請書等の経由事務の廃止を求める。

また、第 31 条第 2 項の規定等により都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、併せて廃止を求める。

具体的な支障事例

不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、都道府県が法定受託事務として経由事務を行うこととされているが、届出業者数は少ないものの、県へ提出される申請書類が膨大であり、チェックに相当時間を要しているとともに、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。

これらの書類については、都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっていることに加え、都道府県を経由するため、免許交付までに時間がかかることとなる。

また、第 31 条第 2 項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、1 業者当たり年 2～6 回程度国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じていることから、併せて廃止を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行政全体としての事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第 23 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条、第 31 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福島県、茨城県、大阪府、福岡県、鹿児島県

○当該事務については、届出件数は少ないものの、届出があった場合は書類チェックや修正依頼等に時間を要し、事務負担となっている。

○不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約1週間の時間を要している。申請・届出の都道府県を経由するという義務付けを廃止することで、都道府県から国への送達等に要している期間が短縮されるとともに、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものとする。また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じている。

○国土交通大臣登録不動産鑑定業者への監督権限を有していない都道府県が、書類の不備等をチェックするだけの独自の判断を伴わない経由事務を行うことに合理性はなく、また、本提案対象事務と類似する、都道府県が国と申請者の経由機関として形式チェック等を行う不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務については、第10次地方分権改革一括法において廃止予定である。

各府省からの第1次回答

「不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県の経由事務」及び「不動産鑑定業者登録簿等の供覧等」について、各都道府県や申請者等における支障の有無や閲覧の実績を確認した上で、今後の対応を検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「各都道府県における支障の有無」について

・都道府県にとって大臣登録業者の申請等の手続きについては、提出される申請書類等の部数が多く、申請者等への確認や書類管理・整理、発送作業などに事務負担が生じ、相当な時間を要している。

・取扱件数が僅少なことに加え、申請に必要な書類には、大臣登録申請が必要であり、都道府県知事申請で必要でないもの(案内図・事務所を確認する書面等)もあるため、都道府県にとって事務のノウハウの取得や継承が困難な状況になっている。

・都道府県は大臣登録業者に対する監督権限を有しておらず、都道府県にとって、経由事務で得られる情報で特に必要となるものはない。

「申請者等における支障の有無」について

・都道府県を経由することで、申請等の内容について、都道府県での形式審査による補正に加え、地方整備局での形式・内容審査による補正もあり、申請者等がそれぞれに対応する必要があることから、二重の負担となっており、申請者等から不満の声がある。

・都道府県での形式審査に時間を要することになり、登録までに日数が多くかかっているが、経由事務を廃止することにより、申請者にとって早期の登録につながる。

・コロナウイルス感染症対策の一環として、当県でも郵送による受付を推奨している。郵送での受付であれば、都道府県が受付を行う場合でも、地方整備局が受付を行う場合でも、申請者等の負担は変わらない。

「閲覧の実績」について

・大臣登録業の閲覧事務については、本県では、閲覧実績は僅少である(令和2年度は7月現在、全体で2者から25件の閲覧申請があったが、その中に大臣登録業者についての閲覧申請は無かった)。しかし、更新登録や変更登録がある度に、登録簿の配架など、都道府県において、一定の事務負担が生じている。

・都道府県内に支店(主たる事務所でない事務所)のある大臣登録業者に関する申請書等も閲覧に供することとなっているが、当該申請書等は本件を経由しないため、閲覧者から問合せがあっても責任をもった回答ができないという支障がある。

以上を踏まえ、都道府県経由事務等の廃止の方向で前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 建設業において経由事務が廃止された事例を踏まえつつ、経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無を必要最小限度で早急に調査した上で、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。
- 都道府県における大臣登録業者登録簿等の供覧の廃止についても、同様に、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

経由事務については、アンケートの結果を踏まえ、地方分権一括法により廃止することとしたい。
供覧等事務については、アンケートの結果、都道府県で大臣登録業者登録簿等を閲覧している者がいることや、不動産鑑定業者の中にも供覧等事務を廃止してほしくないといった回答があったことなどを踏まえ、閲覧希望者の利便性への影響について引き続き検討した上で今後の対応を決定していきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

具体的な支障事例

小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。
 本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。
 ただ、登録定員の上限(29名)があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。
 また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えられないケースも生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登録定員の上限が参酌基準となり、地域で引上げが可能となれば、事業規模の拡大が可能となり、経営状況の改善が見込まれる。
 また、通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限が参酌基準となり、地域で引上げが可能となれば、より柔軟な運用が可能となり、利用者の利便性が向上する。
 これらにより、地域において、小規模多機能型居宅介護の普及が進むものと考えている。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)第66条第1項、第2項第1号及び同項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、苫小牧市、千葉県、南知多町、堺市、熊本市

○小規模多機能型居宅介護は、在宅生活を支えるための有効なサービスとして当市においても整備を進めて

いるところであるが、必要な圏域への整備が進まない状況にある。登録定員の上限や通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限について、地域の実情に応じた対応が可能となれば、圏域ごとのニーズに応じた多様な規模での参入が可能となり、また、不足する圏域の利用者を近隣の圏域の事業所が受け入れるといった対応も可能になると考えられる。また、同様のサービスである看護小規模多機能型居宅介護についても、あわせて緩和をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

ご提案の内容は、地域の実情に応じて、小規模多機能型居宅介護の定員を拡大出来るようにすることを求めるものであるが、この点については、複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者身近な地域でのサービス提供が可能となる既存の仕組みの「サテライト型事業所」(最大2箇所まで。1箇所当たり最大で、登録定員が18名、利用定員が通い12名・泊まり6名であるため、登録定員で言えば最大29+18+18=65名)を設置することによって、解決できると考えるため、当該仕組みの活用をご検討頂きたい。なお、サテライト型事業所の整備に当たっては、地域医療介護総合確保基金の「介護施設等の整備に関する事業」の活用が可能である。

また、経営状況の改善に当たっては、定員規模の拡大以外にも、市町村独自報酬による加算(※)が制度上設けられているので、当該仕組みの活用もご検討頂きたい。

※小規模多機能型居宅介護を含めた一部の地域密着型(介護予防)サービスについては、その普及促進のため、市町村独自の判断で、全国一律の介護報酬額を上回る加算の設定が可能。50の倍数で、1000超えない単位数。

さらに、サテライト型事業所を設けるだけのニーズがない場合の対応に関しても、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、市町村(=介護保険の保険者)や都道府県の代表者も参加している社会保障審議会介護給付費分科会において、「過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずること」について、どう考えるか。

仮に措置を講ずる場合、対象地域、一定の条件、一定の期間について、どう考えるかを事務局から論点として提示し、議論を進めているところであり、その結果を踏まえて対応していく予定である。(令和2年7月8日第179回社会保障審議会介護給付費分科会)

注 上記は、看護小規模多機能型居宅介護も同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○サテライト型事業所の設置について

厚生労働省が行った令和元年度介護事業経営概況調査結果によれば、小規模多機能型居宅介護の収支差率は2.8%で、半数以上の事業所が赤字となっている。また、令和2年7月に鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会が行った調査でも、県内事業所の約38%が赤字であり、このような厳しい経営状況の中で自己資金を拠出してサテライト型事業所を新たに整備することは困難である。

○市町村独自報酬について

市町村独自報酬による加算は、同一サービスの利用であるにも関わらず、特定の地域の利用者の負担増につながるため、慎重に検討されるべきものとする。

○令和元年の地方からの提案について

令和元年度の地方からの提案は、登録定員を超過した場合にあくまで一定の期間に限り介護報酬の減算を行わないこととするものであり、提案が措置されたとしても、緊急避難的な取扱いにとどまり、経営の安定化には貢献しない。(なお、当県では過疎地域内の事業所は1割程度であり、厚生労働省において検討中の措置が実現されたとしても、課題の解決にはつながらない。)

○制度創設時の利用者想定と実際の利用者について

小規模多機能型居宅介護は、創設時に利用者として要介護度3.5程度の中重度者を想定して制度設計されたが、現状として、鳥取県内事業所の平均要介護度は2.2であり、厚生労働省の介護給付費等実態統計でも、実際には要介護度2以下の軽度者が利用者の過半数を占めている状況である。利用者想定と実際の利用者に齟齬が生じているのは明らかであり、制度創設から15年を迎えた今、介護報酬の設計や定員設定の在り方を含む制度自体を見直す時期なのではないか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【堺市】

回答のあった「サテライト事業所」は、現在の事業所とは別に事業所を整備し、本体事業所と密接な連携を有し

ながら運営していくものであり、サテライト事業所の登録定員及び利用定員は本体事業所とは別に定めるものとなっています。

当市において現在運営している事業所からは、通いサービスの利用定員の規定により、「適切にサービス提供ができるにもかかわらず、利用の希望があっても断らざるを得ない」との声や、「登録定員に達していないにもかかわらず、通いサービスの定員を超えるため、新たな利用者の受け入れができない」との声が寄せられており、サテライト事業所を別途整備することはこの状況の解決にはつながらないと考えます。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、介護給付費分科会で定員基準の見直しも含めて議論する旨が示されたところ、その際は、事業者団体の見解だけでなく、過疎等の地域的な状況や困っている地方公共団体の現場の意見を踏まえて議論していただきたい。

○「小規模」の概念を示せば規模拡大につながることはないと考えられるため、「従うべき基準」とする必然性はなく、地域の実情に柔軟に対応できるようにするべきではないか。

各府省からの第2次回答

定員の上限は、小規模多機能型居宅介護の創設前から実践されてきた先行的な取組を参考に、利用者が認知症の場合でも混乱を来すことなく、家庭的な環境や職員とのなじみの関係がつくられるための条件として、利用者の立場に立って設定されているものであるが、ご提案を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会（令和2年9月4日第184回）において、「地域の特性に応じながら、都市部や中山間地域等のいかににかかわらず、各地域で質の確保された必要なサービスを確保していく観点から、地方からの提案も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。」を事務局から論点として提示し、議論を進めているところである。

その中では、以下の意見があった。

- ・地域格差はこれからますます広がっていくので、この地域差を最初から前提として対応策を考えていく必要がある。

- ・サービス提供をしやすいするためには、地域の実情に応じた基準の緩和も必要である。

- ・小規模多機能型居宅介護は過去に定員を増やす見直しを一度しており、サービスの質の担保あるいは他のサービスとの整合性、地域における代替サービスの有無も踏まえて慎重に考えていくべきであり、安易に行わないほうがよい。

- ・地域密着型サービスの適切な提供やサービスの質の確保という点で心配するところがかかなりあり、十分に慎重に検討すべき。

引き続き、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の定員を従うべき基準から見直すことについて、ご提案の内容や令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）の検討状況等を踏まえ、市町村や都道府県の代表者（全国知事会、全国市長会、全国町村会）も参加している社会保障審議会介護給付費分科会において議論してまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

186

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

具体的な支障事例

人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では、新たな訪問看護ステーションの設置が進まず、訪問看護の希望者があれば、市部の訪問看護ステーションが対応しているが、移動に時間がかかり、その間の報酬が見込めないため、効率的なサービス提供が行えず、経営面で赤字となっている。「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく必要があることから、地域の実情に合わせた訪問看護事業への参入促進を図り、看護師離職による休止・廃止を抑制する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

立地、周辺環境等により、指定訪問看護ステーションの経営面の形態、課題は様々であり、その開設要件として看護師等の設置基準（現状では常勤換算2.5人）を国で一律に定めることなく、地域の判断にゆだねることで、小規模で運営している事業所が、訪問看護師の休職や退職等により、一時的に人員基準を満たさなくなった場合に直ちに事業休止・廃止となることを防ぐことができる。

根拠法令等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月11日厚生省令第37号）第60条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、苫小牧市、南知多町、兵庫県、高知県、熊本市、宮崎県

○訪問看護サービスは、在宅での療養において医療と介護の連携を担う重要なものである。しかしながら、中山間地域では、利用者が少なく、また、地理的条件から移動時間や移動距離によりサービスの提供が効率的に行えないなどの課題があり、さらに、医療（介護）人材が不足しており、新規参入が進んでおらず、休止や廃止に追い込まれる事業所が増えてきている。このような中で、人員基準の緩和（「従うべき基準」→「参酌すべき基準」）により、休止や廃止を抑制することができると考える。

※令和元年度九州各県民生主管課長会議において要望事項として同種の要望事項を提出済み→利用者の少ない事業所等については、従業員の配置基準である常勤換算方法で2.5以上の基準を緩和していただきたい。

各府省からの第1次回答

介護保険は公的な制度であるため、地域性を問わず、介護サービスの質の確保にとって必要不可欠であり、全ての事業所が適切なサービスを提供するために遵守すべきものについては、全国一律で「従うべき基準」として整理している。

一方で、現行制度においても、サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においてもサービスを確保できるよう、市町村が必要と認める場合、通常の人員基準を満たさない場合であっても訪問看護を提供できることとしており、ご要望の中山間地域において常勤換算 2.5 人の人員基準を緩和することは、既に可能となっている。

なお、訪問看護においてはサテライト事業所の設置が可能であるが、サテライト事業所においては、中山間地域を含め全ての地域で、例えば、本体事業所に常勤換算 1.5 名を配置していれば、常勤換算 1 名の配置でも訪問看護を提供することが可能であり、人員面に配慮した措置を講じている。

また、これまでも訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」）に基づき、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、利用者、事業所、有識者等で構成される社会保障審議会介護給付費分科会において、現行の人員基準を維持すべきとの結論（平成 25 年 3 月 8 日社会保障審議会介護給付費分科会報告）を得て、当該特例措置も廃止されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護サービスの質を確保することは当然に重要であるが、利用者が 10 名に満たないような事業所もあり、人員基準（常勤換算 2.5 名以上）を満たすことで人件費が経営を圧迫し、質が確保されているにも関わらず事業継続が難しいケースもある。

訪問看護の確保が著しく困難な離島等の地域における人員基準の緩和については、過疎地域であっても対象とならない地域が多く、当該緩和措置だけでは不十分である。

また、サテライト事業所については、事業所全体として、2.5 名以上の人員基準を満たしていることが前提の制度であるため、訪問看護師の人数が少ない事業所等において、離職等によって一時的に人員基準を満たさなくなった場合に、ただちに事業休止をせざるを得ないという支障の解決策にはならない。

なお、平成 25 年の社会保障審議会介護給付費分科会での結論は、あくまで、東日本大震災被災地の特例措置（常勤換算 1 名以上）の継続の是非に対するものであって、「参酌すべき基準」とすることの是非が議論されたものではない。近年は、全国的に大規模災害が相次いでおり、非常時における事業継続という観点からも、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするため「参酌すべき基準」として、自治体に一定程度の判断を委ねることについて、改めて議論されるべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○常勤換算 2.5 人以上を基準とし、「従うべき基準」としている明確な根拠を示すべきであり、もし示せないのであれば、「参酌すべき基準」とするべきではないか。

○現行の人員基準を満たせないことにより事業の休止・廃止に至っている全国の事業所の実態を必要最小限度で早急に把握した上で検討を行うべきではないか。

○特例居宅介護サービス費については、指定地域以外でも看護職員の確保が難しい地域も存在しているため、この制度で対応可能とはいえないのではないか。

各府省からの第2次回答

介護保険制度は、保険料と公費に加え、利用者負担により成り立つ国民の共同連帯の理念に基づく制度であり、サービスが必要な高齢者に対して質が担保されたサービスを確保する必要がある。訪問看護ステーションにおける2.5人以上(常勤換算方法)という基準は、平成2年のモデル事業の結果に基づき、サービス提供の持続性等を踏まえ、設定している。また、これらの人員基準については、施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合に該当するものとして、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において「従うべき基準」とされたところである。

また、人員基準を満たせないことによる事業の休止・廃止の実態の把握に当たっては、新たに自治体に対する調査を行う必要があることから、コロナ禍における自治体の業務負担を踏まえ慎重な検討が必要であると考えている。

過疎地域等のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由によりサービスの確保が著しく困難である特例居宅介護サービス費の対象地域については、これまでも自治体の意向を踏まえながら必要な見直しを行ってきたところであるが、令和3年度介護報酬改定に向け、平成30年度改定以降の事情を踏まえた見直しに係る自治体の意向を把握し、必要な対応を行う方向で検討する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、ICTを活用した業務の効率化など、業務改善で効果が認められた事業所については、人員基準を緩和(看護・介護職員の人員基準3:1(入所者三人に対して職員一人)を、施設の実情により、例えば、常勤換算で0.3を減じた人員基準3.3:1とする)することを可能とする。

具体的な支障事例

急速に増加する介護需要に対し、介護人材確保が困難になる中、介護サービス産業の生産性向上に関し、ICT等の活用による業務効率化は、非常に重要な課題である。

現在は、人による介護という視点から、一律に人員基準が定められ、ICT導入等による効率化や、業務内容の改善が基準に考慮される余地が無く、現在の人員基準が、単に介護者の人数を定めているという点は、昨今の社会状況を踏まえると、介護人材不足と事業評価の精査という点で、不十分であると言わざるを得ない。

現状では、ICT導入等による業務効率化後も人員確保が必要な状況で、基準を満たすための介護人材確保の負担が増え、施設運営法人の資金が人件費に多く費やされる結果、企画や施設整備に資金を回すことが困難といったことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

ICT導入事業者の人員基準の緩和を可能とすることにより、「人件費縮減分を活用した職員処遇改善及び施設整備」「各施設における介護人材確保の負担軽減」「介護者個人に頼らない継続的な介護情報の集積」「業務の更なる効率化への希求の高まり」といった効果が考えられる。このことは、介護サービス産業の生産性向上、ひいては介護職員の社会的・経済的評価の高まりという好循環を生み出し、処遇改善にもつながる。

具体的事例として、ICT導入済施設では、「人材不足解消、業務効率化や業務改善効果を実感」「見守りセンサー導入による見回り業務の効率化」「残業時間削減や労働生産性向上」など、業務の質的向上・量的効率化に関する効果が出始めている。

根拠法令等

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、苫小牧市、神奈川県、横浜市、新潟県、福井市、上田市、南知多町、高松市、熊本市、宮崎県

○少子高齢化が進む当町の現状においても、介護職員の人材不足は深刻であり、今後は要介護者がさらに増加する一方、労働力人口は減少が見込まれることから、人手不足がより一層深刻化する懸念が強い。こうした理由等から介護老人福祉施設においては、外国人技能制度を活用した外国人介護人材の受入れを行なっている。労働力人口が減っていく中で、増加する介護需要に応えるには、介護の現場でのICTを活用した業務効率化は課題であり、導入後の業務効率化、業務改善を人員基準に考慮されることとなれば適切な職員処遇改善及び効率的な施設運営が確保できる。

○介護サービス産業における生産性を向上させ、介護に従事する職員の不足を解消するとともに、介護サービス自体の質を向上させていくためにも、ICTの導入は非常に有効な手段の一つである。介護サービス事業所において、ICTの導入を進めやすい環境を整備する観点からも、ICTの導入に積極的な介護サービス事業所に対するインセンティブが必要である

各府省からの第1次回答

現在、介護施設の平均人員配置は、介護職員及び看護職員の配置基準として、常勤換算方法利用者対職員の比率が「3:1」を上回る員数を配置することを最低基準として設けているが、例えば、介護老人福祉施設においては、ユニット型(個室)では利用者対職員の比率が「1.8:1」、多床室では「2.2:1」(*)となっており、人員基準よりも各施設において手厚めに配置しているのが実情である。

(*)令和元年度「介護事業経営概況調査」より

見守りセンサーやICT等を先進的に活用する介護施設でも、「2.8:1」の人員配置で運営を行っており、指定基準に定める「3:1」には至っていない。

そのため、令和2年度において、①地域医療介護総合確保基金を活用し、業務効率化に取り組む地域のモデル施設を育成するための補助の新設や、介護ロボットやICTの導入補助の拡充を行うとともに、②いわゆるリビングラボを中心に介護ロボットのプラットフォームを構築し、介護施設でのテクノロジー活用した大規模な効果検証を行い、エビデンスデータを蓄積するなどを行う。

その上で、更なる人員配置基準の緩和というご要望については、まずは「3:1」の実現に向けて、介護現場における介護ロボットやICTの活用を着実に推進してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護現場では、働き手の不足や人材確保の難しさが深刻化しており、本市においても2025年には約1000人もの介護人材不足が試算されている。市内事業者へのアンケートでも、介護老人福祉施設の81%、介護老人保健施設の100%で職員が「不足している」「やや不足している」と回答しており、今後は3:1の基準を満たすことができない施設も出てくることが予想される。

人員基準に定められた職員を配置できない場合、介護報酬が3割減額され事業運営に著しく支障をきたすため、職員の急な離職等に備えて余裕をもって人員を配置する施設が多く、そもそも3:1の職員配置で施設を運営すること自体非現実的な実情がある。このことは、介護人材の流動性の低下を招いている側面もあり、深刻化する介護人材不足の状況からも憂慮すべき課題である。

ICT等を導入していない介護老人福祉施設の人員配置状況(ユニット型(個室)の「1.8:1」や多床室の「2.2:1」)と比較すると、先進的にICT等を導入している介護施設では、2.8:1の人員配置で施設運営を行っており、導入効果は明らかである。本来、更なる生産性の向上が望めるにも関わらず、ICT等導入後も人員基準が一律であることが障害となり、導入のインセンティブが働かず、導入促進の妨げや導入施設の更なる負担につながっている。

ICT等の導入は、介護現場の業務効率化やサービス品質向上にもつながるため、各施設に対し、ICT等導入のインセンティブを付与するとともに、介護人材不足という大きな社会的課題の解消に向け、補助拡充や実証実験によるエビデンスデータ蓄積のみならず、基準緩和について検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○人員配置に当たっての事業所の意向など現場の実情・実態を必要最小限度で早急に把握するべきではないか。
 ○1次ヒアリングにおいて、介護給付費分科会における報酬改定の議論で人員基準も含めて検討を行う旨が示されたところ、ICT等の活用によって人が行う業務の効率化を積極的に認めていくことは政府の方針であることも踏まえ、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

介護保険サービスは対人援助によるサービスであるため、サービス提供に必要な人員配置については、最低基準として全国一律に設定する必要があるとあり、制度創設時から「3:1」の人員基準を設定している。
 その上で、介護老人福祉施設や介護老人保健施設の報酬は、現行の人員基準を前提とした人員体制におけるサービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。このため、ご提案のように例えば「3.3:1」の人員基準を許容する場合、報酬にも影響する可能性がある。
 他方、労働力の制約が強まる中、介護現場における介護ロボットやICTのテクノロジー活用は重要と考えており、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「介護ロボット等の導入について、効果検証によるエビデンスを踏まえ、次期介護報酬改定で人員配置の見直しも含め後押しすることを検討する」とされている。
 こうした中、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において、令和3年度介護報酬改定に向けて、テクノロジー活用による人員基準や介護報酬の見直しについて議論が行われている。
 当該分科会において、人員基準の緩和に関しては、さらに進めてほしいと肯定する意見がある一方、基準の緩和をする場合は、サービスの質の低下がないようにすることや安全性の担保を検証する必要があること、単純に人を減らしてしまうと職員の負担増になる恐れがあり、慎重な検討が必要であることなどの様々な意見が出されている。
 人員配置の見直しに関しては、「3:1」の人員基準に限らず、夜勤職員配置加算の要件（通常は夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置した場合に当該加算を算定できるところ、見守り機器を導入した場合は「+0.9名分」の加配等の要件を満たせば加算を認める）の見直しなど幅広い観点から当該分科会においてご議論いただき、検討してまいりたい。
 なお、人員基準に係る規定は、「第3次勧告」（平成21年10月）において、国が施設・公物設置管理の基準を条例へ委任する場合における条例制定の基準は、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等のみ「従うべき基準」とするとされ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）において「従うべき基準」とされている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。

具体的な支障事例

日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚労省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている)

これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。

公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、自治体職員が公金外現金として取り扱っている状態が改善される。

公金と同様に会計管理者の出納及び保管が可能となる。

現金事故が発生した場合に責任の所在が明確となり、地方自治法の規定に応じた対応が可能となる。

根拠法令等

厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八戸市、入間市、横浜市、川崎市、座間市、加賀市、半田市、京都市、宮崎市

○日赤に関する業務については、社会福祉協議会が実務を担っている事例もあることや、自治体業務として規定する場合の責任の所在については、現金取り扱い業務にとどまるものではないことなどを整理した次の段階において、自治体の業務としての位置づけを検討することが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態を把握した上で対応について検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体は、日本赤十字社法施行時の厚生省からの通知と、毎年「社会・援護局長名」での協力依頼によって業務を行っており、この協力依頼に応じた自治体は法的な位置づけのない現金を取り扱わざるを得ない。現金取り扱いの問題という性質上、会計の適正化は早急に望まれることから、早期に必要な措置をとっていただきたい。
現金の取り扱いは、既存の法令に規定することで法的な位置づけを得られると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】
提案の実現を求めるものであるが、地方自治体における取扱いが統一されるとの意見がある一方で、自治体及び自治会等の事務負担の増加や、口座手数料の問題を指摘する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

必要最小限度で早急の実態把握を行うとともに、日本赤十字社の活動資金となる寄付金等の現金を地方公共団体を取り扱う際の法的根拠がないことへの対応策を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態等、地域ごとの実情を把握するための調査・分析を令和2年度中に実施し、その結果を踏まえて、必要な法令上の措置について検討する。